

工事の概要（参考）

本資料は、盛岡職安(20)機械設備改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、盛岡職安(岩手県盛岡市紺屋町7-26)において、設置から約25年を経過した設備機器について経年劣化により故障が発生していることから、空気調和設備機器を更新して執務環境を改善するため機械設備の改修工事を行うものです。

(1) 主な工事内容

○庁舎（鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ面積 1,317㎡）

- ・空気調和設備：屋上ファンルームにて、ポンプ・配管を撤去し、空気調和機・ポンプ・ダクト・配管の新設を行います。

各階執務室内にて、パッケージ形空気調和機・ダクト・配管の撤去・新設を行います。

外部にて、パッケージ形空気調和機の屋外機を撤去・新設し、空冷式ヒートポンプチラーの新設を行います。

- ・換気設備：屋上ファンルームにて、給排気ファン・ダクトの撤去を行います。
3階受変電室にて、給排気ファン・ダクトの新設を行います。
2階会議室にて、全熱交換器の新設を行います。

- ・自動制御設備：空気調和設備工事に伴う自動制御設備の更新を行います。

○建築工事

- ・屋上ファンルームにて、設備基礎の新設を行います。
- ・空気調和設備工事に伴う天井改修を行います。

○電気設備

- ・空気調和設備工事に伴う照明器具及び動力設備の改修を行います。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1) 施工時期の制限

- ・9月30日まで冷房期間とします。

2) 施工時間の制限

- ・作業時間は、平日、土日等の閉庁日共に8時30分から17時15分までを原則

とします。

- ・庁舎内部は原則土日等の閉庁日での作業とします。
- ・庁舎内部作業に支障となる備品類は入居者が移動するものとし、閉庁日の前日の17時30分から開始し、復旧については平日の前日の17時30分からの開始とされています。
- ・全館停電作業（1回程度）は、土日等の閉庁日での作業を想定しています。
- ・コンクリート躯体のはつり工事、コンクリート打設工事、あと施工アンカー作業等、騒音や振動が発生する工事、また機器の搬出入は、土日等の閉庁日での作業を想定しています。

3) 施工手順の制約

- ・内部改修については、3階西側エリアから東側エリアへ作業工程ごとに移動することとし、その後、2階、1階へと下がって行くこととする。西側エリアを①通りから③通りの改修範囲とし、東側エリアを③通りから⑥通りの改修範囲としています。ステップ図については、7/50の庁舎内作業ステップ図（1）、8/50の庁舎内作業ステップ図（2）、9/50の庁舎内作業ステップ図（3）を参照してください。

4) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・仮設については、5/50の案内図・配置図（仮設計画図）を参照してください。

5) その他

- ・盛岡職安の付近道路は通学路であり、車両の通行に注意してください。
- ・仮設暖房は本工事にて設置（3/50の工事区分表による）し、燃料は入居者が調達します。
- ・入居者が移動を行う備品類は以下の通りです。
パソコン、電話、椅子、その他机上の書類等。
- ・工事を実施するうえで固定家具の移動が必要な場合は、入居者が行いますので、監督職員と協議してください。
- ・工事期間中、入居者は車庫を使用しません。
- ・工事車両の駐車場は別地借り上げとし、借用地は監督職員との協議による。なお、借用地面積は車両3台分とし、借地料は約12000円/月程度（借用期間約6ヶ月）とする。
- ・空気調和設備の試運転調整は、改修配管、空気調和機の風量・流量調整のほか、ダクトの風量調整を含みます。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項1.（10）参照）

(6) 週休2日促進工事について

工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてしています。

補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項2.（27）参照）

(7) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用しています。（工事補足説明事項9.（3）参照）

(8) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としていきます。(工事補足説明事項9.(7)参照)

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

